

地域防災 計画

概要版



平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震や津波、更には原子力発電所の事故という従来の自治体の想定を超えた災害が発生し、多くの尊い命や財産が失われました。

また、近年、全国各地で局地的な豪雨、記録的な猛暑等、地球規模の異常気象が相次いでおります。

永平寺町においても、これまでに住民の生命・財産等を守るために、地域防災計画を策定し、災害への備えに努めてきましたが、こうした状況の下、平成24年度に計画の見直しを行いました。

永平寺町地域防災計画は、災害対策基本法に基づき作成されるもので、町域に係る様々な災害対策を網羅する必要があるため、全編で約400頁におよぶ冊子となっています。

本書は、永平寺町地域防災計画のうち、特に新たに計画を見直した点や住民に周知する必要がある重要な事項を抜き出し、分かりやすく取りまとめたものです。

多くの皆様に、本書を読んでいただき、防災に関心を持っていただくとともに、今後の地域防災力の向上に役立てていただくことを目的に作成しています。

緊急時電話番号

事件・事故



110

消防・救急



119

災害用伝言ダイヤル



171 +

● 録音 1
▶ 再生 2



市外局番 - 被災した家の電話番号

※録音時間は30秒以内（通話料のみ必要です）

防災行政無線ダイヤル



0120-120-198

防災行政無線の放送内容がフリーダイヤルで確認できます。防災行政無線で放送した内容は、左記のフリーダイヤルで24時間いつでも確認できるようになりました。防災行政無線の放送が聴き取りにくい場合にご利用ください。

※ただし、確認できる放送内容は「こちらは防災永平寺町役場です。」から始まる放送のみです。

永平寺町役場（代表）



（本庁）0776-61-1111・（永平寺支所）0776-63-3111・（上志比支所）0776-64-2211

1 地域防災計画とは

●地域防災計画の目的

永平寺町地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に基づいて、永平寺町防災会議が定める計画です。

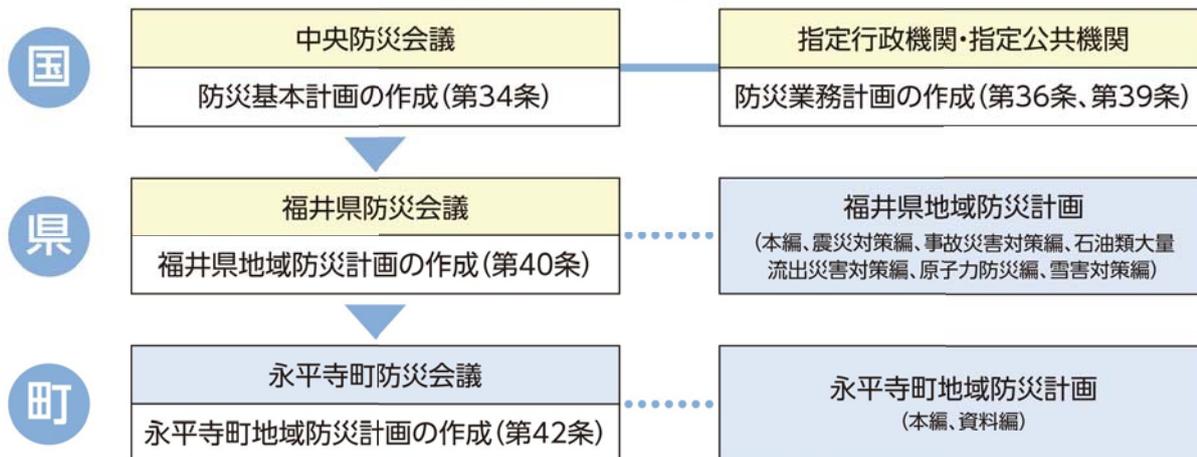
地域防災計画は、災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施することによって、住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的としています。

本計画は、地域の絆で災害に強いまちをつくることを目指し、町や防災関係機関、住民および事業所の皆さんが果たすべき責務と役割を定めています。

永平寺町地域防災計画は、永平寺町長を会長とする「永平寺町防災会議」によって作成され、毎年必要に応じて見直しが行われます。



■災害対策基本法に定められる防災計画の体系



●地域防災計画で想定する災害

風水害

全国的に集中豪雨による被害が相次いでいるところですが、本町においても大雨が降った場合には、堤防の決壊、内水の氾濫などによって浸水被害が発生する危険性があります。



土砂災害

本町の地形は、町の大部分が山地によって占められ、河川沿いの平坦な土地に沿って集落や市街地が形成されています。このため、山沿いでは、土石流やがけ崩れなどの土砂災害が発生する可能性があります。



地震災害

町の直下には、福井平野東縁断層帯と呼ばれる活断層の帯があるとされています。また、周辺地域にも多くの活断層があるとされており、これらの活動に伴う大規模地震により、被害が発生するおそれがあります。



その他

そのほか、町では、雪害、鉄道の車両脱線事故、危険物の爆発や山林の大規模火災、さらには原子力発電所等から放射性物質または放射線が異常な水準で施設外へ放出される事故などの災害が想定されます。



●計画の構成

永平寺町地域防災計画には、防災対策における基本方針をはじめ、町、県、国、その他防災関係機関、住民、事業所等の役割分担が示してあり、次のような構成で作成されています。

本 編	1 総則	計画の方針や防災ビジョン、防災関係機関の実施責任、被害想定などについて定めています。
	2 災害予防計画	災害に対して、平常時に行う事前の対策について定めています。
	3 災害応急対策計画	災害発生時の対応について定めています。
	4 災害復旧計画	災害発生後の復旧や復興の取組について定めています。
資料編		条例や基準、各種データ、様式、用語説明などを記載しています。

●計画の特徴

本町では、災害対策の基本的理念である「住民の生命及び財産の保護および社会生活の維持」を達成するための基本方針として、次の3点の防災ビジョンと目標を設定しています。

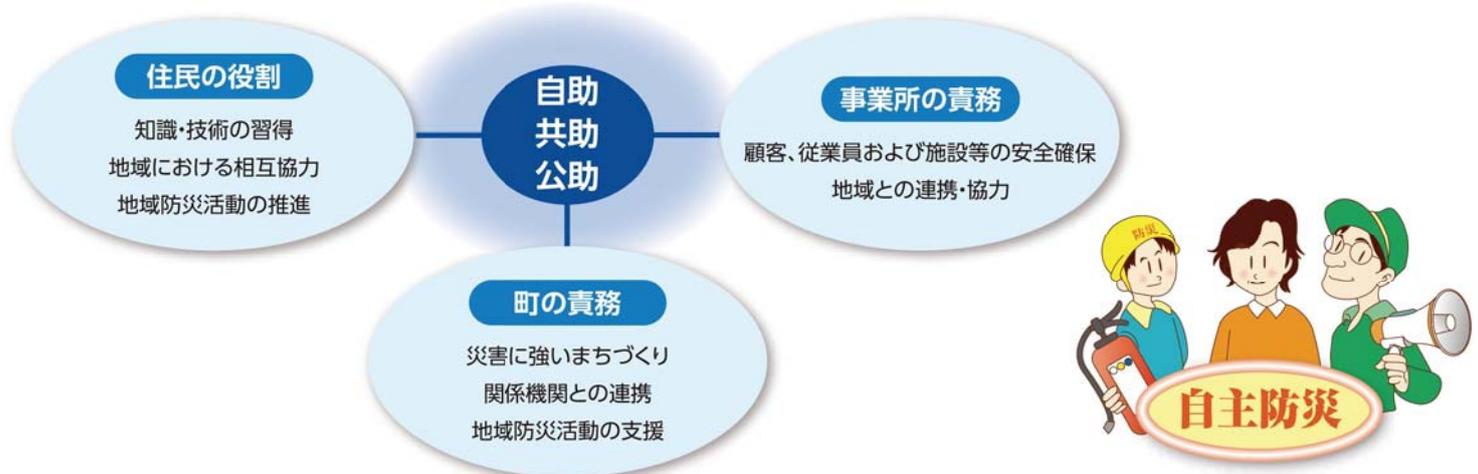
防災ビジョン	目 標
災害に強い都市基盤づくり	道路の整備推進と代替路線の確保 橋梁の安全性確保 河川の治水対策事業の促進 建築物の耐震化・耐火化促進および住宅地における防災対策の充実
災害に強い防災体制づくり	突発的災害にも即座に対処できる応急対策活動体制の確立 民間ボランティアや、広域応援の受入れ体制の確立 町内自主防災組織の育成、援助 住民との連携による災害時要援護者対策の推進
地域特性による防災上の課題克服	土砂災害対策の推進 孤立化対策の推進 避難活動体制の整備充実

■自助、共助、公助

災害に強いまちづくりを進めていくためには、町および防災関係機関はもちろんのこと、住民や事業者の皆さんの主体的な取組と相互の連携を図っていくことが不可欠です。

東日本大震災や阪神淡路大震災をはじめ、全国で相次ぐ災害等においては、自分の命は自分で守ること(自助)、地域における助け合い(共助)によって多くの命が救われました。

地域における自主防災の取組と、町や県をはじめ防災関係機関が実施する防災対策(公助)が連携し、防災関係機関、住民、事業者が力を合わせて防災(減災)対策を推進することが大切です。



2 災害に備える活動

●防災基盤の整備

危機管理機能の低下は、被害拡大や社会生活の混乱を招く大きな原因ともなるため、事前に大規模な災害の発生を見据えた体制確立や施設、資機材等の基盤整備は特に重要です。

町は、町域における総合的な防災対策を推進するため、日頃から自らの組織動員体制及び装備、資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施等を通じて、防災関係機関や住民の皆さんと相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めます。

(1) 災害に強いまちづくりの推進

町は、あらゆる災害から住民の生命、身体および財産を守るため、必要な避難所、避難路、防災拠点等の防災施設を計画的に整備し、災害に強いまちづくりを推進します。



(2) 災害に強い防災活動体制の整備

町は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害対策に関する活動を円滑に実施するため、町の防災組織を整備し、国、県および防災関係機関と連携して、総合的かつ一体的な防災活動体制の確立を図ります。

また、町単独での災害対応が困難になる事態に備えて、あらかじめ他自治体や民間企業との間で相互応援協定を締結し、災害対策の円滑な実施を図ります。



(3) 情報通信体制の整備

町は、災害情報の収集を迅速かつ的確に行い、関係機関相互間の伝達を確実に実施するため、通信・連絡手段の多様化を推進するとともに、防災行政無線やケーブルテレビ、衛星携帯電話、全国瞬時警報システム(Jアラート)、インターネットメール、町のホームページなど、多様な情報収集・伝達手段の整備に積極的に取り組みます。



(4) 災害特性に応じた体制の整備

町は、各種災害に即応するため、消防機関などと連携して、それぞれの災害特性に応じてとるべき体制を整備します。

消防救急：消防力の充実、消防無線・消防水利の整備など
水 防：水防計画の策定、水防資機材の整備など
原 子 力：広域的な応援協力体制に拡充・強化など

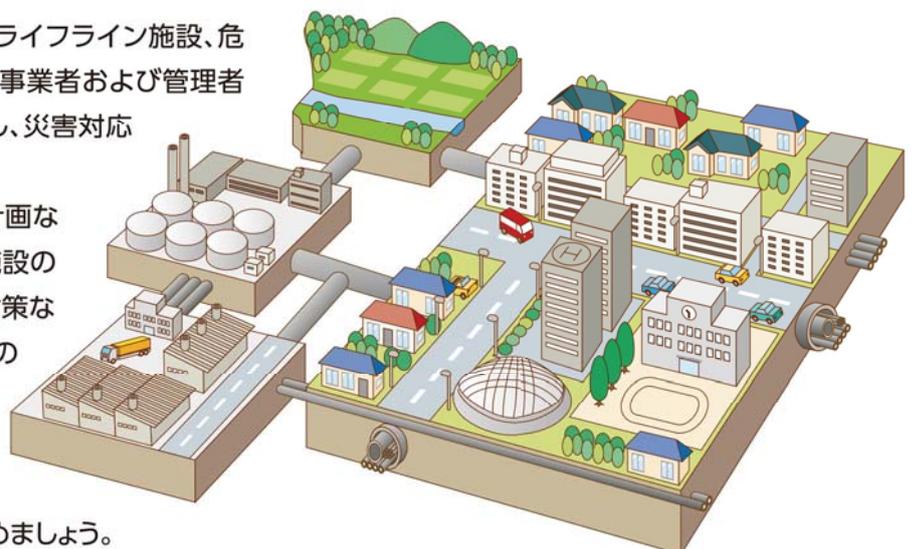


●都市施設等の災害予防

町は、上下水道、電気、ガス、電話などのライフライン施設、危険物施設、農林水産業施設等において、各事業者および管理者による耐震化などの各種防災対策を推進し、災害対応力の強化に努めます。

また、関係法令や建築物耐震改修促進計画などにに基づき、防災空間の整備、道路、交通施設の整備、市街地の整備、建築物・住宅の安全対策などに取り組み、燃えにくく地震に強い都市の基盤整備を計画的に推進します。

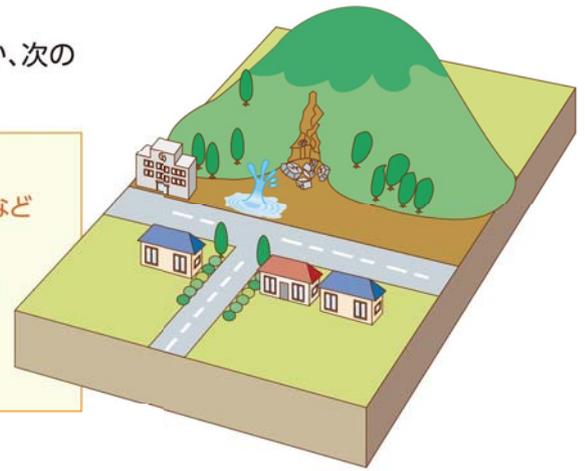
住民の皆さんは、地震災害から自分の生命・財産を守るために、自宅の耐震性を高めるとともに、家具の転倒防止などに努めましょう。



●災害別の予防

町は、それぞれの災害特性に応じて情報収集・連絡体制を確立するほか、次のような個別の災害予防対策を実施します。

- 土砂災害：危険箇所の周知徹底、警戒避難体制の整備など
- 水 害：治山・治水対策の推進、水害危険箇所の周知、河川施設の耐震化など
- 火 災：出火予防、延焼予防、林野火災予防など
- 雪 害：住民協力体制の確立、孤立化対策、雪崩災害防止施設の整備など
- 事故災害：防災訓練の実施、危険物等の保安対策など
- 原 子 力：町外避難住民の避難場所の確保など



●救援救護活動体制の整備

町は、災害時に迅速・円滑な応急対策活動を実施するため、次のような救援救護活動の実施体制について整備を進めます。

- 避難対策
- 救助、医療対策
- 飲料水、食料、生活必需品などの確保
- 交通輸送体系の整備
- ボランティアの育成・確保
- 災害時要援護者の支援

住民の皆さんは、災害の影響による断水やライフラインの機能停止に備えて1人1日当たり3リットル程度を目安とした飲料水や1人当たり3日分程度の食料を日頃より備蓄しましょう。



●防災教育

町は、住民および事業所の皆さんと行政とが一体となった「減災」への取組のため、消防団、自主防災組織などの強化・育成、災害ボランティアの活動環境の整備、防災関係職員および住民などに対する防災教育、防災訓練の充実等に関する対策を推進します。

(1) 防災知識の普及

町は、住民の皆さんに対し、ハザードマップの配布などを通じて、危険箇所や避難場所の位置、災害時の行動基準などの周知を行っています。今後も、防災に関する講習会による防災広報の充実に努めます。



(2) 自主防災組織等の育成・援助

自主防災組織は、地域における防災活動の中核として重要であるため、町は、町内会単位に自主防災組織の育成と整備、組織率の向上および活動の活性化を推進します。

また、自主防災組織の運営や活動に、女性や若者が積極的に参画できるよう意識改革や参画促進に向けた取組を推進します。



(3) 防災訓練

町は、災害発生を未然に防止し、また災害による被害を最小限にとどめ、町内における防災活動を円滑に実施するため、各機関および住民との協力により、各種防災訓練を実施します。



3 災害が発生したときの活動

● 応急活動体制

町は、災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときは、人命の救助・救出および安全確保と、災害時の活動に関する意志決定を速やかに行うため、勤務時間内外を問わず、全庁的な体制を速やかに確立します。

また、災害対策本部を設置した場合は、県や関係機関などとの調整を行い、関係する職員は、定められた役割分担に基づく対策活動を実施します。

なお、災害が甚大で、町単独では災害対応が困難なときは、応援協定に基づき、県及び県内市町や民間団体に対して応援・協力を要請します。また、必要に応じて、自衛隊の災害派遣要請を県に依頼します。



● 情報の収集と伝達

町は、気象に関する特別警報・警報、地震に関する情報、災害情報、避難に関する情報など防災に関する重要な情報は、次の手段を複合的に活用し、住民の皆様確実に伝達します。

- 広報車
- 防災行政無線
- テレビ・ラジオへの放送依頼
- 全国瞬時警報システム(Jアラート)
- インターネットメール
- 町のホームページ
- 防災ヘリコプターによる広報
- 自主防災組織および自治会長を通じた連絡



● 避難の方法

町は、地震、洪水、土砂災害などにより住民の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合は、避難準備情報や避難勧告・指示等を行い、住民の皆さんを安全な場所に避難させ災害から守ります。

また、被災者が安全に安心して過ごすことができる広域避難所を速やかに開設して、施設管理者や避難者との協力の下、適切に管理運営します。



● 被災地における生活救援活動

町は、災害に対する緊急対策が一段落した段階では、引き続き、被災者の皆さんの保護と社会秩序の安定を図るため、次のような生活救援活動を実施します。

- 食料・生活必需品の供給
- 応急給水
- 防疫・保健衛生活動
- 廃棄物・し尿処理
- 死体の捜索・処理
- 支援が必要な方への配慮
- ボランティアの受け入れ
- 文教対策

また、町は被災された方に対して、必要に応じ、広域避難所において食料や毛布などの生活必需品を提供します。



● その他二次災害の防止

上記のほか、災害発生後の降雨または余震などに備え、土木・農林施設などにおける応急危険度判定や危険物施設などにおける被害拡大防止措置などの二次災害防止対策を行います。

4 災害からの復旧・復興

●生活再建に向けての支援策

大規模な災害が発生した場合、被災した住民の皆さんが、一刻でも早く自力で生活できるように、町は県および関係機関と連携し、義援金・義援品の受け入れと配分、災害弔慰金や被災者生活再建支援法に基づく支援金などの支給、災害援護資金の貸付け、租税の減免や郵便・電話料金の免除などの各種支援措置を行います。

(1) 義援金・義援品の受付・配分

大規模な災害の発生が報道されると、各方面から義援品や義援金の申出が寄せられます。そこで、町は県と連携し、希望する義援品の品目と送り先などについて報道機関を通じて広く公表し、受け入れおよび配分を行います。また、必要な場合は義援金を募集します。募集に当たっては、町において、交付内容および受付・配分方法を検討した上で実施します。



(2) 生活・福祉対策

町、県および国が窓口となって行う生活・福祉に関する支援策には、次のようなものがあります。これらの実施に当たっては、法令や条例などに定められる各支援策の適用条件(対象世帯や限度額など)について個別に判断した上で、それぞれ必要な支援が行われます。

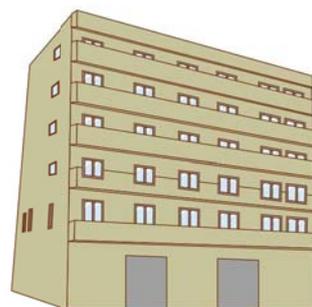
- ・災害弔慰金および災害障害見舞金の支給
- ・生活福祉資金(災害援護資金)の貸付
- ・母子寡婦福祉資金の貸付
- ・被災者生活再建支援金の支給



(3) その他

災害により住宅に被害を受けた住民の皆さんに対し、県、国などによる支援策として、民間賃貸住宅の紹介、県営住宅のあっせん、住宅金融公庫による融資などがあります。被害の状況などによりこれらの支援策が実施される場合、町は、制度の内容について住民の皆さんに周知を図ります。

また、町内の中小企業や農林水産業者の皆さんに対しては、必要に応じて県と連携して、町内外に向けて、農産物等の安全性、観光地としての安全・快適性の情報発信を行うなどの風評被害対策を行うとともに、各支援制度の適用条件などにに基づき、復興支援措置を行います。



●災害復興

大規模な災害が発生し、地域が壊滅的な被害を受けた場合は、都市機能と住民生活の円滑かつ計画的な復旧・復興を図るため、町は県や関係機関と連携して災害復旧・復興体制を確立し、住民の皆さんとの合意形成を図りながら復旧・復興計画を策定します。

また、生活再建に向けての支援策や、住民との協働による復興のための仕組みづくりについても検討を行い、住民の皆さんによる自力復興を推進します。



【新たな取り組みなど】

●緊急速報メールによる災害・避難情報の配信

町では、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイルが提供する緊急速報メールのサービスを活用して、災害・避難情報を配信しています。

この緊急速報メールは、町内にある携帯電話に対して、災害・避難情報をメールで一斉配信するものです。

配信する情報

- 緊急地震速報
- 避難準備情報
- 避難勧告
- 避難指示
- 土砂災害警戒情報
- その他災害情報

- 緊急速報メールに対応した機種の携帯電話であれば、申込みや登録は不要。
- 通信料・月額使用料は無料。
- 機種により受信設定が必要となる場合があり、対応する機種や受信設定等について不明な点は、携帯電話各社のホームページでご確認ください。



- NTTドコモ <http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/>
- KDDI http://www.au.kddi.com/notice/kinkyu_sokuho/index.html
- ソフトバンクモバイル http://mb.softbank.jp/mb/service/urgent_news/

●防災に関するメールサービス

永平寺町のメールサービスをご利用ください。

- 【携帯用サイト】 <https://service.sugumail.com/eiheiji/>
- 【PC用サイト】 <https://service.sugumail.com/eiheiji/member/>

【携帯用サイト】



●特別警報の配信

気象庁はこれまで、大雨や地震などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が高まった場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。

これに合わせ、福井県でも災害情報インターネットシステム(防災関連メールマガジン)による特別警報の発表状況に係るメール配信を開始しました。積極的にご登録いただき、災害時の備えの一つとしてくださるようお願いいたします。



- 災害情報インターネットシステム <http://info.pref.fukui.jp/bousai/web/index.html>



特別警報が出たときは、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。特別警報は、そのほかテレビやラジオ、防災行政無線などのさまざまな方法で伝えられます。周囲の状況や町から発表される避難指示・避難勧告などの情報に注意して、ただちに命を守るための行動をとってください。
なお、特別警報の詳細は、気象庁のホームページでご確認ください。

永平寺町地域防災計画 概要版

平成26年2月作成

発行：永平寺町役場 総務課生活安全室

〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-4

(本 庁) TEL 0776-61-1111 / FAX 0776-61-2434

(永平寺支所) TEL 0776-63-3111 / FAX 0776-63-1010

(上志比支所) TEL 0776-64-2211 / FAX 0776-64-3099